筑波銀行 Tsukuba Bank NEWS RELEASE

10th and the next 10 years 2020 anniversary

2020 年 3 月 30 日

民法（債権法）改正を踏まえた預金規定等の改定のお知らせ

筑波銀行（頭取：生田　雅彦、本店：茨城県土浦市）は、2020 年 4 月 1 日（水）施行の「民法の一部を改正する法律」による民法（債権法）改正を踏まえ、預金規定等の改定を行うこととしましたのでお知らせいたします。

なお、本件改定に伴い、新規取引開始時のほか、既にお取引のあるお客さまにも適用されますので、予めご了承ください。

当行は今後もより一層のサービス向上に努めてまいりますので、引き続きご愛顧を賜りますようお願い申しあげます。

１．改定する規定等

普通預金規定
普通預金規定（通帳不発行口）
つくば総合口座取引規定
＜つくば＞キャッシュカード規定
つくばキャッシュカード＜法人用＞規定
つくばデビットカード取引規定
Pay-easy（ペイジー）口座振替受付サービス
貯蓄預金規定
定期預金規定
定期積金規定
納税準備預金規定
通知預金規定（証書式）
通知預金規定（通帳式）
通知預金規定（預り証省略口）
譲渡性預金規定
つくば財形預金規定
当座勘定規定（一般）
当座勘定規定（専用約束手形口用）
つくば振込規定
外貨普通預金規定
外貨定期預金規定
休眠預金等活用法取扱規定
インターネット専業支店利用規定
インターネット専業支店専用普通預金（総合口座）規定
ナイト・デポジット（夜間金庫）規定
両替機専用カードご利用規定
保護預り規定（セーフティ・ケース）
貸金庫規定
自動型貸金庫規定
保護預り規定兼振替決済口座管理規定（国債等公共債・通帳式）
保護預り規定兼振替決済口座管理規定（国債等公共債・取引残高報告書式）

２．実施日

2020 年 4 月 1 日（水）

３．主な改定内容

（１）規定の変更条項の新設

規定を変更する必要が生じた場合には、事前に当行ホームページへの掲載その他適切な方法で公表いたします。

（２）後見人に関する届出義務の新設

預金者の成年後見人等について、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合は、当行へお届けをお願いいたします。

（３）定期預金の満期前解約の制限の明確化

定期預金の満期前解約について文言を追加いたしました。

詳細については、添付資料を参照願います。

以上

報道機関のお問合せ先

筑波銀行　総合企画部広報室　鴨志田　内線 3730

TEL　029－859－8111

改定内容

普通預金規定、定期預金規定（定期預金共通規定（通帳口・証書口)、リレー自由金利型定期預金規定）の主要な改定内容は以下のとおりです。条項の追加がある場合は、順次条文番号を繰り下げます。引用している条文番号も同様に変更します。なお、他の各種規定等についても、同様の改定を行います。

１．普通預金規定

改定前	改定後
８．（成年後見人等の届け出） (1) 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を書面によってお届けください。 （以下省略）	８．（成年後見人等の届け出） (1) 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を書面によってお届けください。預金者の成年後見人等について、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合も同様にお届けください。 （以下省略）
【新設】	17．（規定の変更） (1) この規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当行ウェブサイトへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。 (2) 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

２．定期預金共通規定（通帳口・証書口）

改定前	改定後
４．（預金の解約、書替継続） (1) 通帳口の預金を解約または書替継続するときは、当行所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して、通帳とともに当行本支店いずれかの店舗に提出してください。 　また、当行本支店いずれかの店舗で当行所定のタブレット端末により手続きを行う場合は、画面案内に従い入力等を行い、通帳を提出してください。 （以下省略）	４．（預金の解約、書替継続） (1) この預金は、当行がやむを得ないと認める場合を除き、満期日前の解約はできません。 (2) 通帳口の預金を解約または書替継続するときは、当行所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して、通帳とともに当行本支店いずれかの店舗に提出してください。 　また、当行本支店いずれかの店舗で当行所定のタブレット端末により手続きを行う場合は、画面案内に従い入力等を行い、通帳を提出してください。 （以下省略）

6．（成年後見人等の届け出） (1) 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を書面によってお届けください。 （以下省略）	6．（成年後見人等の届け出） (1) 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を書面によってお届けください。預金者の成年後見人等について、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合も同様にお届けください。 （以下省略）
【新設】	11．（規定の変更） (1) この規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当行ウェブサイトへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。 (2) 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

３．リレー自由金利型定期預金規定

改定前	改定後
2．（利息） (1)（省略　変更なし） (2)（省略　変更なし） (3)（省略　変更なし） (4) 当行がやむをえないものと認めてこの預金を満期日前に解約する場合には、その利息は、預入日（継続をしたときは最後の継続日）から解約日の前日までの日数（以下「預入日数」という。）について、次の①および②の算式のうち、いずれか低い利率（小数点第４位以下は切捨てとし、預入日の普通預金の利率を下回らないものとします。）によって計算し、この預金とともに支払います。 ただし、中間払利息が支払われている場合には、その支払額（中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額）と次の利率により計算した利息額との差額を清算します。 （以下省略）	2．（利息） (1)（省略　変更なし） (2)（省略　変更なし） (3)（省略　変更なし） (4) この預金を「定期預金共通規定（通帳口・証書口）」第４条第１項により満期日前に解約する場合または第４条第４項の規定のいずれかにより解約する場合には、その利息は、預入日（継続をしたときは最後の継続日）から解約日の前日までの日数（以下「預入日数」という。）について、次の①および②の算式のうち、いずれか低い利率（小数点第４位以下は切捨てとし、預入日の普通預金の利率を下回らないものとします。）によって計算し、この預金とともに支払います。 ただし、中間払利息が支払われている場合には、その支払額（中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額）と次の利率により計算した利息額との差額を清算します。 （以下省略）

以上